

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本巢市は、高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

本巢市長

公表日

令和4年6月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、岐阜県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、75歳以上の人と65歳から74歳までの一定の障害がある人で申請により広域連合の認定を受けた人を被保険者として、資格管理、被保険者証等の発行、医療給付、保険料の徴収、賦課に関する業務を行っている。</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査又は申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務 ③医療給付の支給に関する事務 ④保険医療機関に対する一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤医療給付の一時差止めに関する事務 ⑥保険料の徴収・賦課に関する業務</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、総合行政情報システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢システムファイル、口座システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名管理システムファイル、統合宛名システムファイル、岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の第80項及び第83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の第82項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民課
②所属長の役職名	市民環境部市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	本巣市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7750
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	本巣市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巣市下真桑1000番地 058-323-7750

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 坪内 重正	市民環境部市民課長 林 美好	事後	
平成28年9月1日	IIしきい値判断項目-1.対象人数-評価対象の事務の対象人数は何人か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	IIしきい値判断項目-2.取扱者数-特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か-いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月1日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第80,81項	番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第83項(別表第二における情報照会の根拠):第82項	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 林 美好	市民環境部市民課長 加藤 健二	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報-5.評価実施機関における担当部署-②所属長	市民環境部市民課長 加藤 健二	市民環境部市民課長	事後	
令和1年6月1日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務付けられていない。
令和2年5月28日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用訂正請求	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	本巢市総務部総務課 岐阜県本巢市文殊324番地 0581-34-2511	本巢市 市民環境部 市民課 〒501-0494 岐阜県本巢市下真桑1000番地 058-323-7750	事後	
令和2年5月28日	II-1.いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	
令和2年5月28日	II-2. いつ時点の計数か	平成29年5月31日時点	令和2年5月21日時点	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、総合行政行政システム、統合宛名システム、中間サーバ	岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システム、総合行政情報システム、統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報-2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療被保険者ファイル、統合宛名ファイル	後期高齢システムファイル、口座システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、宛名管理システムファイル、統合宛名システムファイル、岐阜県後期高齢者医療広域連合電算処理システムファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月22日	I 関連情報-Ⅲ. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番59	番号法第9条第1項、別表第一項番59、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
令和4年6月22日	I 関連情報-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第83項 (別表第二における情報提供の根拠): 第82項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の第80項及び第83項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の第82項	事後	